

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、商社としての社会的責任を自覚し、コーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理を経営の重要な課題の一つと位置付けております。社員一人一人の行動が、当社への信頼を生み出し持続的な成長をもたらす重要な要素と認識し、より高い倫理観に根ざした事業活動を行う企業風土の構築を目指しております。

その施策の一環として、「岡谷鋼機企業行動憲章」を制定し、取引先・株主・社員・社会に利益をもたらすべく、企業価値を高める活動を実践するとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を中心に、各専門委員会・組織とも連携し、企業をとりまく様々なリスクに対応する体制を敷いているほか、コンプライアンスに著しく反する行為の社内通報システムとして「企業倫理相談窓口」を設置しております。

なお、当社は独立社外取締役及び独立社外監査役による経営の監督体制の強化しております。さらに監査役制度による経営管理体制を継続しており、監査役会は会計監査人と連携し十分に経営監視機能を果たしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は1名のみの選任となっておりますが、専門分野に関する豊富な知識と経験、グローバルな見識があり、各取締役をはじめ経営陣等と適宜意見交換を行い、企業価値向上のための助言を行うなど、現時点においては独立社外取締役としての責務を十分果たしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、検証の結果保有の合理性が認められる場合に政策保有株式を保有しております。

保有の合理性が認められる場合は、中長期的な視点も念頭に置いて、保有に伴うリスクやコストと保有における便益を適正に把握したうえで採算性を検証し、取引関係の維持強化、資本・業務提携、地域振興などの保有のねらいも総合的に勘案して、当社グループの企業価値向上に繋がると判断される場合を言います。保有の合理性が認められない場合には、縮減を図ります。

なお、政策投資目的で保有するすべての株式について、毎年取締役会で保有の合理性を検証しております。

議決権行使については、政策保有先の企業価値向上の観点および当社グループの中長期的な企業価値向上の観点から、議案ごとの賛否を判断しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程により、当社取締役との利益相反取引については取締役会での事前承認と事後報告を要することにしております。また、当社役員や主要株主等と当社との関連当事者間の取引については、毎年定期的に確認を行っております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金資産運用委員会を設置し、定期的にモニタリングを行う等、企業年金の適切な運用及び管理を行っております。また、当社の企業年金の運用受託機関に対するモニタリング機能を発揮し、安定的な収益を確保するため、専門性を持った人材を企業年金資産運用委員会の構成員としております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

法令に基づく開示に加え、PR情報などをTDnetを通じてマスコミに配信すると同時に名証記者クラブに提出し、また当社ウェブサイトにも掲載し、幅広いステークホルダーを対象に情報発信を行っております。

(1) 当社グループの経営理念は「ものづくりに貢献する感性豊かな“グローバル最適調達パートナー”」です。中期計画は策定時に公表し、当社ウェブサイトにも掲載しております。進捗や戦略、取組みなどは、株主総会やIR活動などで都度説明をしております。

(2) コーポレートガバナンス報告書「-1. 基本的な考え方」に基本的な考え方を記載しており、名古屋証券取引所のウェブサイトや当社ウェブサイトに掲載しております。

(3) コーポレートガバナンス報告書「-1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」に役員報酬などの算定方法の説明をしており、名古屋証券取引所のウェブサイトや当社ウェブサイトに掲載しております。

(4) 取締役候補は、知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定が実施できることを基準として、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会で策定された原案を基に取締役会が総合的に判断し、指名しております。監査役候補については、財務・会計に関する知見、各分野の豊富な専門知識と経験、企業経営に関する多様な視点等を考慮し、指名・報酬委員会で策定された原案を基に監査役会の同意を得て取締役会が適材適所の観点から総合的に判断し、指名しております。なお経営陣幹部の職務遂行に不正または法令違反、定款違反等があった場合には、指名・報酬委員会で策定された原案を基に社外取締役・社外監査役も出席する取締役会において十分な審議を行った上で解任します。

(5) 取締役・監査役候補の選解任・指名については定時株主総会招集通知に個々の理由を掲載しております。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、取締役会規程及び職務権限規程に基づき経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、事業計画等の経営の基本方針その他の経営上の重要事項、法令、及び定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定等を行うこととしております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

上記【実施しない理由】をご参照ください。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役は、名古屋証券取引所が定める独立性基準に合致していることを踏まえて選任しております。

【補充原則4-11-1】

取締役会は取締役17名で構成されております。常勤取締役16名は、当社業務各分野の豊富な業務上の専門知識と経験を有するとともに幅広い見識を持つ人物によって構成されております。また、社外取締役は、専門分野に関する豊富な知識と経験、グローバルな見識を有しております。選任の手続きは、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会で策定された原案を基に取締役会で審議し、取締役候補を決定し、株主総会にて選任しております。

【補充原則4-11-2】

取締役及び監査役の他の上場会社との主な兼任状況は、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、運営に関する話し合いやアンケートを実施し、取締役会の運営の改善に活用しており、現在の取締役会のあり方や運営について実効性があることを確認しております。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役がその責任を適切に果たすために年間研修計画を策定し、必要なトレーニング等を実施しております。新たに就任する際に、取締役・監査役の責任やコーポレートガバナンスに関する研修を実施し、就任後も法改正等に関する研修を継続的に実施しております。社外取締役・社外監査役が就任する際には、事業に関する基本的知識を説明するとともに、当社の事業や組織等に関して理解を深める機会を提供しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家とのコミュニケーションの機会として、株主総会をはじめ、名証IRエキスポや各地でのIR活動等を通じて、当社の企業経営や事業活動についての説明に努めております。

株主・投資家との対話に関する責任者として指定された取締役が、株主・投資家の意見の収集に取り組んでおります。収集した意見等は必要に応じて取締役・経営陣及び関係部門へ展開し、情報の共有を行っております。

株主・投資家との対話に際しては、社内規程「内部情報管理規程」に則りインサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡谷不動産株式会社	1,214,200	12.60
岡谷篤一	482,340	5.00
株式会社三菱UFJ銀行	462,800	4.80
新日鐵住金株式会社	424,000	4.40
三井住友信託銀行株式会社	402,000	4.17
株式会社りそな銀行	265,400	2.75
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	251,000	2.60
岡谷鋼機社員持株会	191,484	1.98
オークマ株式会社	163,200	1.69
公益財団法人真照会	138,728	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

注:新日鐵住金株式会社は、平成31年4月1日に日本製鉄株式会社に商号変更されております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第一部
決算期	2月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上場子会社として株式会社NaITO(ジャスダック)を有しております。同社は監査等委員会設置会社制度による経営管理体制を軸にコーポレート・ガバナンスの充実を図っておりますが、当社の役員を同社の取締役会の構成員として派遣し、経営監視体制を敷いております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	17 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
島田晴雄	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島田晴雄	○	独立役員に指定しております	島田晴雄氏は大学教授、学長を歴任され、豊富な知識と経験及びグローバルな見識を有し、経営全般に関して独立的な立場からの幅広い貴重な意見・助言をいただき職務を適切に遂行していただいております。名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	1	1	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	1	1	0	社内取締役

補足説明

当社は、指名および報酬に関し透明性・客観性を確保するため、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、定期的な会合を持ち、意見交換・情報の聴取を行うとともに、適宜、必要な報告を求めるなど連携を密にして協力しております。
監査役と内部監査部門(監査部)は各々独立して監査を実施しておりますが、相互に監査結果を報告するとともに、定期的な会合を持ち、意見調整をするなど連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上田純子	学者													
小栗宏次	学者													
中川由賀	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田純子	○	独立役員に指定しております	上田純子氏は大学教授を歴任され、豊富な知識と経験を有し、経営全般に対して独立的な立場から適切な監督機能を果たしていただいております。名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
小栗宏次	○	独立役員に指定しております	小栗宏次氏は大学教授を歴任され、豊富な知識と経験を有し、経営全般に対して独立的な立場から適切な監督機能を果たしていただいております。名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
中川由賀	○	独立役員に指定しております	中川由賀氏は検事、大学教授を歴任され、豊富な知識と経験を有し、また弁護士資格を保有し経営全般に対して独立的な立場から適切な監督機能を果たしていただいております。名古屋証券取引所が規定する独立役員の基準を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

役付役員以外の取締役について、担当部門業績に準拠した報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

平成30年度の実績報酬総額401百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。また当事業年度に係る役員退職慰労引当金増加額が含まれております。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬のうち、基本報酬の額は、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会で策定された原案を基に、役位別に算出した額を基準とし、会社の業績、経済情勢、従業員給与等を総合的に勘案して個人別に決定しております。また、退職慰労金の額は、基本報酬額及び在任年数等を勘案して、規程に基づき個人別に算定しております。なお、基本報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、退職慰労金については、株主総会での決議を経たうえで、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へは、取締役会資料を事前に送付するなど、適切に情報提供を行っております。
また、社外監査役へは、常勤監査役より必要な情報を提供し、連絡を密にしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役の指名・報酬については、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会で策定された原案を基に、取締役会等で決定しております。
2. 取締役の職務執行の効率化・意思決定の迅速化を目的として、役付取締役全員から構成される常務会を設置し、原則として週1回開催し、経営上の重要課題の審議を行っております。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・職制規程、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、それぞれの業務の担当区分・責任者・執行手続きを明確にしております。
3. 会計監査人について、有限責任あずさ監査法人を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度による経営管理体制を継続しており、監査役会は会計監査人と連携し十分に経営監視機能を果たしております。監査役5名のうち3名が社外監査役であり、経営から独立した監視体制が整っております。
また、社外取締役1名を選任し、業務執行の監督強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	令和元年5月23日開催(2月決算)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポ及び株式投資サマーセミナーに継続参加 (その他、証券会社主催の会社説明会を適時開催)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポに継続参加	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示情報、有価証券報告書等を掲載 http://www.okaya.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画本部企画部(部長:中島 孝次)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「岡谷鋼機企業行動憲章」において、取引先・株主・従業員・社会の立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「岡谷鋼機グループ環境方針」を制定し、環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001の認証を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に則り、適時開示事項を正確かつ速やかに開示しております。
その他	<女性の活躍の方針・取組について> 当社では、女性の活躍促進に向けて、採用、配置、昇進等において性別による区別なく、実力や成果に応じた評価を行っております。 また、仕事との両立を支援するため、出産・育児等をサポートする勤務制度や補助制度の整備及びその啓蒙活動を定期的の実施し、女性が働きやすい環境づくりを推進しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社グループは、持続可能な成長を目指し、社会的責任を果たすとともに、経営品質の継続的改善、内部統制の充実・強化に努めることにより、企業価値を高めます。

また、コーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理を経営の重要な課題と位置付けております。社員一人一人の行動が、当社グループへの信頼を生み出し持続的な成長をもたらす重要な要素と認識し、社会的責任を十分自覚した事業活動を行う企業風土の構築を目指します。

これらを実現するためのインフラとして内部統制システムを位置付け、継続的に充実・強化を図ります。

2. 整備状況(詳細は会社ホームページご参照ください <http://www.okaya.co.jp/>)

- (1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (6)監査役(監査役会)の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (7)当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (8)その他監査役(監査役会)の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「岡谷鋼機企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは会社として対決することを定めております。

また、「内部統制システム整備の基本方針」においても、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たないことを定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「岡谷鋼機企業行動憲章」に基づき、コンプライアンスの周知徹底とリスク管理を行うための委員会として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しております。

また、同委員会より役員及び社員に対し配付している「コンプライアンスマニュアル」に「反社会的勢力への利益供与禁止等」について掲載し、指導に努めております。

あわせて、愛知県企業防衛対策協議会、大阪府企業防衛連合協議会にそれぞれ所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

その他

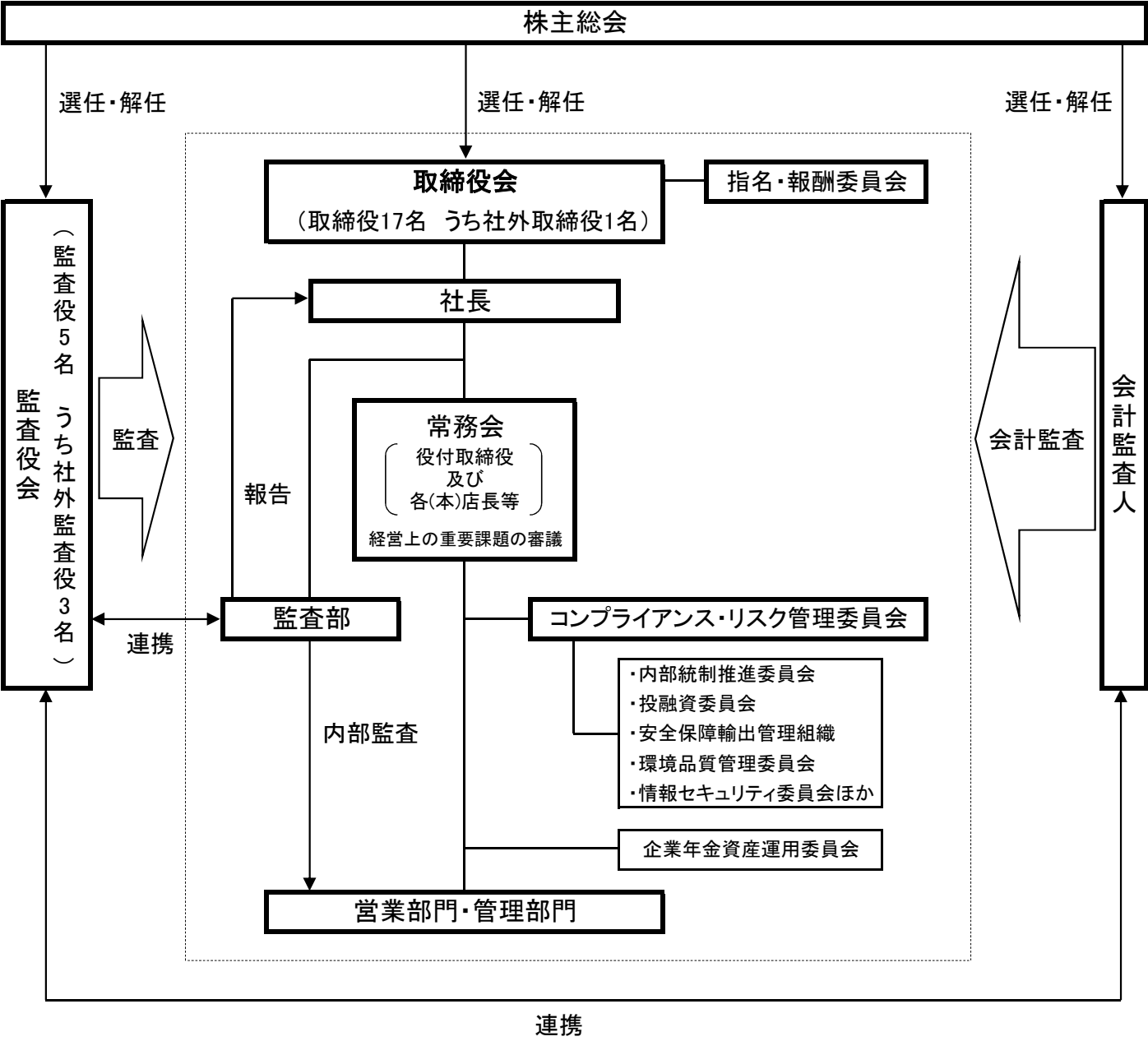
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

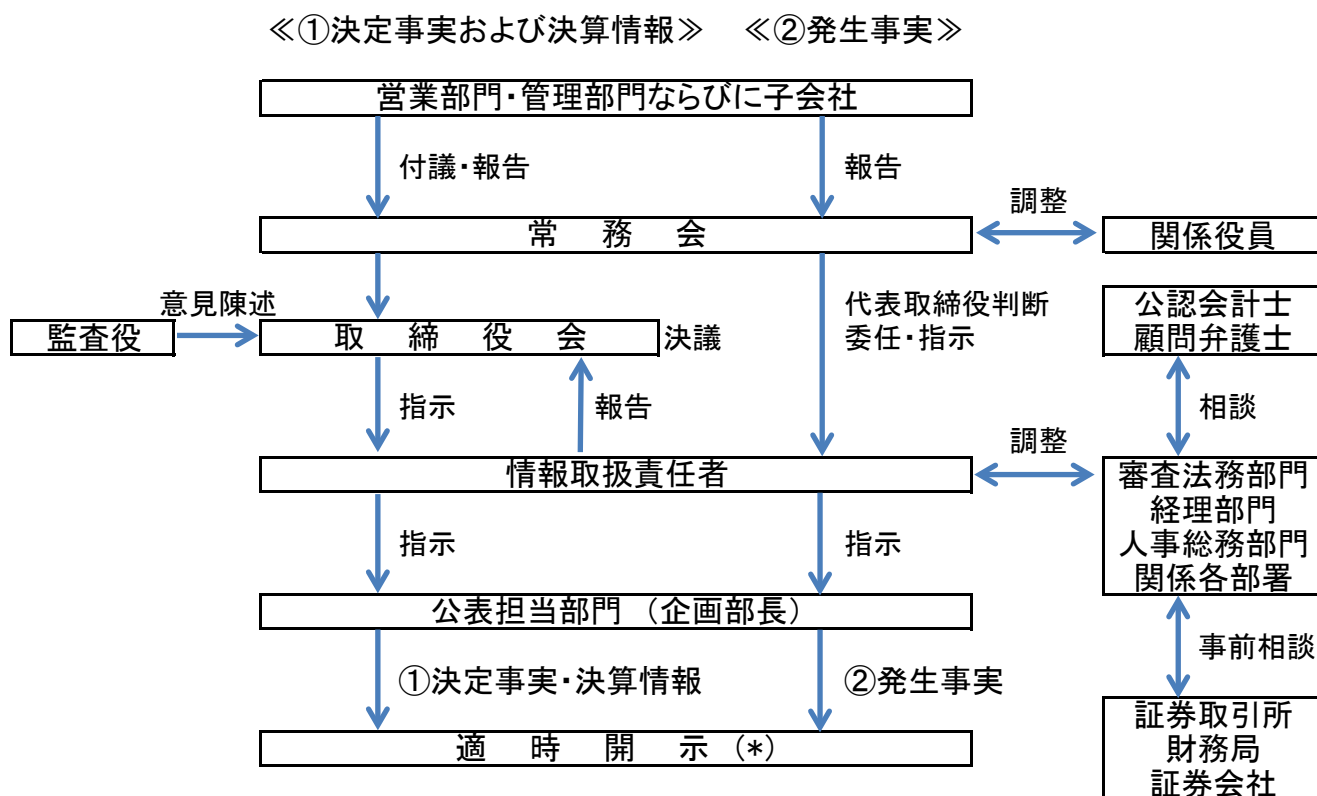
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜コーポレートガバナンス体制に関する模式図＞



<適時開示体制の概要(模式図)>



（*）適時開示情報は、TDnetにて提出後、名古屋証券取引所記者クラブにおいて資料投函し、またインターネット上の当社ホームページに掲載いたします。